

<信託終了（繰上償還）予定のお知らせ>

「シュローダー中東／北アフリカ・ファンド」（以下「ファンド」といいます。）につきまして、ファンドの受益権口数が信託約款に規定する受益権口数を下回っているため、信託約款の規定に基づき、2020年12月4日をもって信託を終了（繰上償還）させていただくための手続を下記の日程で行います。

【信託終了（繰上償還）の手続きならびに日程】

① 新聞公告（日本経済新聞朝刊）	2020年10月2日
② 異議申立期間	2020年10月2日から2020年11月2日まで
③ 信託終了（繰上償還）可否決定日	2020年11月4日
④ 買取請求期間	2020年11月11日から2020年11月30日まで
⑤ 信託終了（繰上償還）予定日	2020年12月4日

公告日（2020年10月2日）現在のファンドの受益者様で、繰上償還に異議のある方は、2020年10月2日から2020年11月2日までの間に、自己の保有する口数についてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。異議申立てをされた受益者様の受益権口数が、2020年10月2日現在におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2020年12月4日をもって信託を終了いたします。

※2020年9月30日までの受付となる申込により取得された受益権を対象としております。

2020年10月1日以降の受付となる申込により取得された受益権、および2020年9月30日以前の受付となる申込により換金された受益権は今回の手続きの対象となりません。

以上

2020年10月2日

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社